

平成25年第8回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成25年 8月26日 (月)
午前9時30分 から 午前 9時54分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員 (15名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番	山本政人	8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫 (会長)		
4. 本日の欠席委員 (0名)
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第4. 議案第21号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第5. その他
6. 総会書記 (農業委員会事務局職員)
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

7. 会議の概要

1. 開 会

開会午前 9時30分

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成25年第8回の農業委員会総会を開会致します。
はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 おはようございます。残暑が大変厳しい日が続いております。昨日の雨で農作物にとりましても恵みの雨のようでございます。本日は総会終了後農業会議所の調査員の近藤孝雄氏をお招きいたしまして研修会を予定しておりますのでよろしくお願いを致します。

事務局 はい、ありがとうございました。
本日は委員さん全員ご出席でございますので、総会は成立しております。それでは、芥北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願い致します。どうぞよろしくお願いを致します。

議 長 2. 議事録署名委員及び総会書記の指名

これより議事に入ります。それでは、議事日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、10番の小野陽一委員さんと2番の池崎計介委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

議 長 3. 議 事

議 長 それでは、日程第2. 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2. 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

関連案件が2件ございますので、まず番号1の申請でございますが、3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は5ページから9ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町内田の畑12筆8,973㎡です。権利の種類は贈与による所有権移転で申請理由は高齢により耕作困難なためです。親子間の移転でございます。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか権利取得後の面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。

続きまして番号2でございますが、10ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は12ページから18ページに図示しております。申請物件の表示は議案記載のとおり苓北町坂瀬川の田4筆5,237㎡、畑1筆739㎡、合計5筆5,976㎡です。権利の種類は贈与による所有権移転で申請理由は高齢により耕作困難なためです。親子間の移転でございます。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが関連案件が2件ございますので一件ずつ処理をして参りたいと思います。まず、番号1についてのご意見のある方は挙手をお願いいたします。

1 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

1 番 あのう、1番についてですね私8月22日の夜申請人であります受け人の方に面談を致しましてですねそれぞれの今までの経緯をお聞きし現状を聞いた上でどうしても現状は長年放置されてましたんでいくらか荒れておりましたけれどもですね、本人さんの意志がチェーンソー、ユンボ等を利用してですね畑化したいという希望が希望と申しますか意志を確認いたしましたので現況は妥当だと思っております。そういった事でお繋ぎしときます。

議 長 はい、ありがとうございました。他にご意見ございませんか。無いようでございますので、番号1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、許可することに致します。続きまして番号2につきましてご意見のある方は挙手をお願いいたします。

2 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

2 番 それでは着席したままでご説明したいと思います。申請物件の番号2についてご説明申し上げます。8月の20日に譲渡人宅を訪問いたしまして内容等を説明しましたところ本人さんがお留守でしたので、奥様に面会して譲渡人本人は明日が居るということで現場に案内いただけるということになりまして、8月21日早朝から同行して現地を確認して参りました。申請となる物件は田んぼ4筆と畑1筆の合計5筆であります。まず、田んぼの方から現地を確認し作付状況等を見て参りました。現場は早期水稻や里芋等の野菜を作っており、効率的に有効活用してありました。ただ1筆だけ萩原の田については日照時間やその他周囲の環境状況が悪くて作付けするのに向いてないということでトラクターで耕起だけはしてありました。畑については現場へ行くためには小さな里道がございましたが、

通行の便利が悪くて周りも荒れておりましたので、同様に現地も作付はして無くて荒廃しておりました。譲受人との関係でありますけれども先程説明がありましたように親子関係で、ご両親は高齢で現在農業は細々となされておりましたが、同居している譲受人が務めの合間に手伝っている状況でした。譲受人については将来家督を相続されて仕事と両立し農業もなされていくという予定だそうです。以上のような状況でありまして贈与による所有権移転がなされたものと思います。また地域との関係においても何ら問題ないと判断致しました。ご審議の程をよろしくお願い致します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。

(なしの声あり)

議 長 無いようでございますので、番号2につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。

次に日程第3、議案第20号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程を致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。20ページをお開き下さい。

議案記載の申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は坂瀬川の田1筆10㎡です。転用の目的は宅地拡張です。転用しようとする理由の詳細は、現在、自宅敷地から県道までは入口1カ所しかなく、またその入口も狭いので、来客時等に直接自宅の前まで自動車での乗り入れが困難な状態である。申請地を進入路として利用できれば自宅への自動車の乗り入れが容易になるため、宅地として拡張してしたい。というものです。場所及び資料につきましては21ページから25ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被

害防除対策についても、事業計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地の除外地域であり、農地区分は水管、下水管が埋設され500メートル以内にその他の公共施設、保育園、役場の支所がありますので第3種農地と判断しております。また、今回の申請以前に埋立が行われておりますので所有者から始末書が添付されております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。
ご意見ございませんか。

議 長 (なしの声あり)

議 長 無いようでございますので、この件についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成でございますので許可することにいたします。
続きまして、日程第4 議案第21号農用地利用集積計画の認定についてを上程致しますが転貸の案件につきまして池崎委員さんが自己又は同居の親族が関与する案件でございます。従いまして農業委員会法第24条の規程に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで池崎委員さんの退席をお願いを致します。

(池崎委員退席)

議 長 それでは事務局から説明をお願いをいたします。

事務局 はい、それでは、日程第4 議案第21号 農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。28ページをお開き下さい。
新規設定で整理番号1番と2番でございます。
利用権の設定を受ける者は、円滑化団体です。設定する土地の所在は1番が坂瀬川の田2筆1, 005㎡、2番が坂瀬川の田、1筆

9 1 9 m²です。利用権の種類は賃借権で1番が期間借地です。利用内容は1番が水稻、2番が飼料作物作付です。期間は1番が10年4ヶ月、2番が6年4ヶ月です。

29ページをお開き下さい。再設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は円滑化団体です。設定する土地の所在は坂瀬川の田1筆2, 434 m²です。利用権の種類は賃借権で利用内容は飼料作物作付です。期間は10年4ヶ月です。

30ページをお開き下さい。転貸で新規設定、再設定で円滑化団体が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。

31ページお開き下さい。利用権移転で親から子への移転でございます。残存期間が5年4ヶ月でございます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

議 長 ございませんか。(はいの声あり)
無いようでございますので、この件についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、許可することに致します。

それでは池崎委員さんに入室を許可をいたします。

(池崎委員入室)

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願いをいたします。

事務局 はい、それでは、その他の事項でご説明致します。

(資料により説明する)

1 農地改良届について

2 平成25年度熊本県農業委員会ブロック別研修会について

3 その他

次回農業委員会総会予定

平成25年 9月25日(水) 午前9時30分

議 長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成25年第8回総会を閉会いたします。

閉会午前9時54分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____